

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和元年12月16日（月曜日）

総務消防委員会

日時 令和元年12月16日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第83号議案	「質疑・討論・採決」
第84号議案	「質疑・討論・採決」
第85号議案	「質疑・討論・採決」
第86号議案	「質疑・討論・採決」
第87号議案	「質疑・討論・採決」
第88号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」
第129号議案	「質疑・討論・採決」
第130号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 小野田直美	副委員長 佐宗龍俊
委員 柴田賢治郎	山田辰也 長田共永 滝川健司
議長 鈴木達雄	

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

総務部長、企画部長、副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○小野田直美委員長 では、ただいまから総務消防委員会を開会します。

開会に当たりまして、山田委員にはつえの持ち込みを許可しておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、13日の本会議において、本委員会に付託されました第83号議案から第89号議案まで、第129号議案及び第130号議案の9議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第83号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 第83号議案の条例の一部改正について伺います。

まず、先日の質疑を聞いて思ったんですが、報酬等審議会での話し合いということなんです、これが基本になっていると。そこから入っていきたいと思います。

報酬等審議会の話し合いで、主にどのあたりが話し合いの中心になったか伺いたしたいと思います。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今回の報酬等審議会につきましては、議員、市長等の特別職の月例給の適宜、そして、議会から申し出のありました人事院勧告に準拠すること、それから期末手当の月数のことについて協議をいただいたということでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 議事録を見ますと2時間10分という時間がかかってましたけど、議員の報酬、通常一般職であっても生活給になるんですが、その議員の報酬について「十分でもっと頑張ってもらいたい」というようなことが

ありましたけど、その議会からの要望というところが少し理解できないことがあったんですが、全体の中からそういう話がもう、以前からそういう話が出てたということだったんでしょうか。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 議会からの要望というのは、9月20日付で議会から市長あてに、「議員期末手当の支給月数に対する意見について」という依頼があったということでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 当然給料は誰でも高いほうがいいですし、もらうものはそれはうれしいですけど、議員の中でもその辺の話し合いは以前から4年間は凍結するべきだとか、経済状態によって変えるべきだとか、人事院勧告が基本的だというのはよくわかるんですが、その根本的にあったのは、議員に対する報酬ですから、仕事の内容がよろしいとか、それとか人事院勧告だという基本の話し合いがあったと思うんです。

それで、私としては時勢に合った議員の働く能力に合わせての評価だと感じておるんですけど、人事院勧告が原理の基礎になっているというようなことが議事録にあったんですが、やはり根本的には全体を見て一般職と同じような扱いをするというそんな話し合いだったかどうか、伺います。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 答申書に書いてありますとおり、人事院勧告に準拠することが合理的な決定方法だという御意見でありました。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 その人事院勧告っていつも原理原則の中心になってくるとは思うんですけど、新城市の現状も十分考えるべきだったと思うんですよ。そのあたりについては、報酬等審議会の中で、これが豊田市とか田原市、

そういう大きな企業がある中での話し合いとはまた違うと思うんですけど、現状を取り巻く新城市の話が余り議論されていなかったように感じますけど、その辺は審査する側にとっては新城市の平均的な収入とか、現状についての話し合いは深く議論はなされたんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 新城市における民間の給与等についての調査というものは行っておりませんので、人事院勧告に準拠するということが均衡の原則、あるいは情勢適応の原則等踏まえて合理的な決定方法だということで意見がまとまったものでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうしますと、議会から出されたからそれを受けて、行政側としては受けたから、同じように報酬等審議会の中で話し合ったってあるんですけど、どうも内容が事務局側がつくったものに対して、見せて、「どうですか、皆さん」という感じがあるんですけど、資料等は当日に見て、その中で決めたのか、あらかじめ事務局側がこの件に関しては、ある程度勉強してきてくださいというそういう、僕らでもそうですけど、突然もらっても理解できないところがあるんですけど、前もってそういう事前の資料提供はされたんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 何日前か忘れてしまいましたが、1週間ぐらい前に各委員に資料は送付させていただいております。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 当然、自分たちの給料を反対するというのはパフォーマンスなのか、ごく一部の格好つけるというそういうところもあるんですけど、最終的にはやはり市議会議員の仕事、職務についての報酬ですから、一般職がやっているところとはちょっと違うと思うんです。ですから、人事院勧告が一般職が

ストライキとかスト権とか、団体交渉権がないというのは当然その辺を加味して給料を上げるというのは、そういうところわかるんですけど、どうもこの議員の報酬については、本当に交渉権とかそういうものが必要なのかという疑問点があるんですけど、そのところについては報酬等審議会の中では議論はなかったんでしょうか。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今回の報酬等審議会でも議論いただいたのは、報酬の月額をまず議論いただきました。それについては、答申書を見ていただいておりますのとおり、その現状を維持するのが妥当ではないかという御意見でまとまったということです。

それは、先ほど、山田委員、よく言われますように市の財政状況、また市内の経済的な状況も踏まえて、各委員が「報酬月額については据え置くのが妥当ではないか」という御意見でまとまった。

それから、この第83号議案で提案させていただいておりますのは、それを踏まえた期末手当の月数を人事院勧告に準拠して上げてはいかかという議案でありますので、報酬月額については据え置きという御判断を報酬等審議会ではしておるということでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そこは見ました。報酬に対しての考えは納得できたんですが、期末手当だけ上げるというその辺が、社会一般通常で見ますと、期末手当だけ上げるというのは余り聞いたことがないんですけど、私が言いたいのは最終的にはもらうお金がかかるというのはわかるんですけど、合理的な考えから見ると少し期末手当だけ上げる、据え置いたら全て据え置くというのが合理的な考えだと思ったんですが、市民感覚で言うと、月数の中で割り合いを上げるということに対しては、本当に市民の理解を得ていたんだろうかというところが疑問点で残るんですけど、報酬等審

議会の中でもその期末手当だけという話については、どんなふうな話が出たか伺います。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 月数も含めて、人事院勧告に準拠することが最も合理的な決定方法だという御意見でありました。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 人事院勧告というところで落ちが付くとは思っていたのですが、果たして議員にも人事院勧告を適用するべきかどうかというところが、一番の疑問点だったものですから、最終的には多数決ということがあり得るんですけど、市民の理解を得るための方法をやはり報酬等審議会の中でももう少し意見が出て、8人の中から「市民は今、結構厳しい」とかそういうことについて言ってほしかったなと思いますけど、最終的には現には、人事院勧告も議員報酬の期末手当のところにも及ぶという判断をされたわけでしょうか。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 令和元年9月20日付で、議長から市長あてに依頼があった文書を読まさせていただいてよろしいですか。

○山田辰也委員 はい。

○小野田直美委員長 お願いします。

鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 「平成30年において、人事院勧告に準拠した条例の改正手続を進めるに当たり、議員間で協議したところ、第三者の意見を聞く必要があるなどの意見があり、全会一致に至ることができず改正手続は保留の状況にあります。

つきましては、議員期末手当の支給月数を人事院勧告に準拠した措置を講ずることについて、貴職の諮問機関であります新城市特別職報酬等審議会でお諮りいただき、御意見を賜りたいと存じます。

あわせて、昨年の人事院勧告も含めた支給月数とすることについても御意見を賜りたい

と存じます」という依頼がありましたので、報酬等審議会に意見を伺ったということでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 報酬等審議会の意見を担保としてそういうふうにするというのは、理解できます。

しかし、その中で議員がどのような仕事をして、それなりに大変な仕事だということが書いてありましたけど、少し違いますけど、きょうでも議員の行動とか、行いが少しまじいんじゃないか、辞職勧告が出たのにもかかわらず普通に議員としての仕事を全うしているのかとか。

○小野田直美委員長 山田委員、それは執行部に聞くことですか。

山田委員。

○山田辰也委員 という話もあったものですから、やはりそこを一番考えてほしかったと、私は思います。

以上です。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 第83号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

確かに報酬等審議会の出された御意見と内容を読んでも理解できるところがあるんですが、やはり議員の立場というところを考えてみて、新城市の市民が納得していただいて、私は上げていただく、手当も期末から基本的なところも、そういう意見を上げてほしかったんですが、人事院勧告というところからそ

ういう結果が出てしまったものですから、現在消費税も上がりまして、厳しい環境が市民の方にかかっています。

一般市民の意見を本当に取り上げてほしかったんですが、まだ市民はそういうところまで理解は及んでいないと思ひまして、私は市民説明が不十分と考え、条例に対する一部改正を反対いたします。

以上です。

○小野田直美委員長 討論はほかにありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 ただいま議題となっております第83号議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずはじめに、私の基本的な考え方を申し上げますが、私は任期中の議員の報酬は、下げることであっても上げるべきではないという立場であります。議員の期末手当は、報酬という名称はつかないものの議員報酬の一部であるとの考えです。

また、労働基本権が制約される地方公務員である本市職員の給料や手当などの給与が人事院勧告に準拠することに対しては、人事委員会をもたない本市において正当な仕組みであります。職員とは立場の違う議員の期末手当に人事院勧告制度を当てはめることはその正当性が見出せず、否定的な立場であります。

しかしながら、これらの考えはあくまでも私見であり、今後議論を進めていく課題であると認識しております。

今回、平成22年度に人事院勧告に準拠して議員の期末手当を下げる議案を議会が否決して以降、議員の期末手当の改正議案を議員が提案するという異常な事態を修復していただいた執行部の尽力と、報酬等審議会を開催していただき、その中で「特別職の期末手当の支給率についても人事院勧告に準拠することが最も合理的な決定手段である」と答申して

いただいたこと、市民の代表意見とも言える報酬等審議会の答申を尊重し、受け入れるべきであるとの立場から、本議案に賛成いたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第83号議案に、私は反対の立場で討論いたします。

人事院勧告に準拠することについては賛成ですし、それは異存がないんですが、現在の新城市議会がおかれている状況を勘案しまして反対するわけですけども、現在は新城市議会のおかれている状況の中においては、御存じのように、市民の税金である政務活動費の支出に関し市民から疑念を抱かれ、住民監査請求が2件提出され、さらにその中から住民訴訟にまで至っている状況にある中です。

そういう状況において、市民に対して、政務活動費の使用に関する説明責任がしっかり果たされていない状況の中で、期末手当を改正し報酬を上げることに対して、果たして市民の理解が得られるのかどうかという問題点がございます。

それにつきましては、まだまだ今後の課題かと思ひますけども、また今回は、議会側から執行部に対して報酬等審議会の開催を要求して、執行部側からの改正提案、要するに報酬の改正提案ということなんですけども、議会基本条例ですと、市長側から提出があった場合は、市民に対して説明しなくてもいいような条文にはなっていますけれども、実質間接的に議会からお願いして、報酬等審議会から改正が出てきた。形式上は、市長提案になっていますけれども、実質は議会から依頼したというような形の中では、議会基本条例に鑑み、やっぱり市民のところへ出ていって、しっかりと状況説明し、今の新城市議会のおかれている状況をしっかり理解した上で、それでも報酬は上げるべきだという同意が得ら

ればいいんですけども、どうもそういう状況にはないと考えまして、私は反対といたします。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 さきに、賛成討論、反対討論された一番目のお2人のところで、お2人とも議員の給料を上げるべきではないということを表明されておりました。

その中で、今回の話し合いというのは、9月20日に出た議会側からの申し出について議論していただいたこと、その内容はやはり人事院勧告との整合性をどのようにとるかということでございました。

また、滝川委員も議会内の不祥事のことを言われておりましたが、その段階ではそのような話し合いはされておらず、本来であればその議会側からの通達をする前に議会内でしっかりとしたコンセンサスをとるべきことであったと思いますし、またそこではぐれてしまった意見を、またこの本会議場のこの議案のところで話すというのは、私は間違いではないかと、お門違いではないかと思っておりますので、ぜひ議会内での話し合いのところでしっかり議論していただければいいことかと思っております。

その上で、我々の残った課題として、議会側が出した依頼書に対して、報酬等審議会のほうがしっかり議論していただいた上で、我々は人事院勧告との整合性を保つという結論が出た以上は、私はそれに対して議案を賛成し、執行するべきであると思っております。

私自身も、議員の給料を上げる、下げるとするのは、私たち自身がしゃべること自体がおこがましいことであるということをおし述べて、賛成討論といたしたいと思っております。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第83号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第83号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では次に、第84号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 特別職の職員で、給与ですね。これについては、先ほどの議員と同じなんですけど、一般職を基本的に出されているという考えでよろしいでしょうか。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 国においても、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正というものが行われておまして、本会議質疑のときに企画部長も答弁しましたとおり、内閣総理大臣等の特別職について人事院勧告を踏まえて法律の一部を改正しておりますので、それを踏まえて新城市においても特別職の職員の期末手当を引き上げるということでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 当然国会で決めたということで、その方針に準拠するというのは理解できるんですけど、先ほどの議員の報酬、全体からもらう生活給が本当に一般職のように生活して子どもを育てるとかいうところがあるんですけど、ただ国会で出したことに対して便乗値上げじゃないかというそういう意見もあ

るんです。やはり、先日少人数ですけど、「また上げるのか」という意見があるんですが、それに対して三役、市長、副市長、教育長に対しての、本来はその人たちの意見は少ないから上げる、これは妥当だということをはかのところを出してるけど、そういう内側からの話し合いというのは少しはあったんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今回、特別職報酬等審議会を開いた際に、先ほどから話にあります議員の期末手当の支給月数、それから人事院勧告に準拠することの適否のことを尋ねてほしいということでありましたので尋ねたのにあわせて、市側の特別職の期末手当の支給の考え方についても、あわせて説明をし、御意見をいただいて「人事院勧告に準拠すること」、それから「期末手当を人事院勧告に沿って今回上げることについては妥当ではないか」という御意見はいただいております。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 通常、市長や副市長や教育長が国の制度に従って上げることにに対して、それはおかしいというその報酬等審議会の話が出るというのは、僕はないと思うんです。それについては、これ以上話し合ってもらいはあかないんですが。

そもそも、ボランティア精神が一番基本だと思っております。ですから、今回ぐらいは遠慮していただきたいとかそういうところがあったんですが、他市の名古屋市長とかと比べればそれは十分じゃないかというそういうところが、本当に報酬等審議会で話し合われたかという、議論の繰り返しになるんですが、事務局側が出されたものを話をしただけだから、反対意見というのはどっかあったと思うんですけど、反対意見についてはあったんでしょうか。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 それは、期末手当

と人事院勧告に準拠することについてでありますか。

○山田辰也委員 はい。

○鈴木隆司秘書人事課長 反対意見はありませんでした。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 この件については、全国どこでも同じだと思うんです。話し合いは大体こういう話し合いになってきて、自分たちの給料どうする、じゃあ市長や副市長はどうするという話で、最終的には多数決で反対する人は1割ぐらいだと思うんです。

今後、このことについて毎回上がってくると思いますけど、それ以上言っても変わるようなことはないと思いますので、最後に伺いたいんですが、やはり日ごろ、市長、副市長、教育長たちからも、自分たちの給料、手当、報酬について、時々どういう考えがあるかということを報酬等審議会でないところでも、行政側は話し合っていたらいいと思いますけど、そのことについては無理かと思いますが、いかがでしょうか。

○小野田直美委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 市長におかれては、今任期始まるときに10%の減額ということをされております。それは、御自身でいろいろ政治家としての立場を踏まえて、また市内の状況等踏まえてこういう行動をするのが妥当ではないかということで、今期においても月額10%減額をされておりますので、そういうところで御判断をいただきたいと思います。

○山田辰也委員 以上です。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 第84号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

本来、三役、市長、副市長、教育長というのは、市のトップをつかさどるのは誰が見てもわかります。しかし、国が決めたということに準拠するというを基本に、自らの給料が上がることに對して、やはりもう少し真剣に考えてほしかったなど、僕は思います。議員の報酬であっても、市長の報酬であっても、新城市をよくしたいというところの基本は変わらないと思うんです。

ですから、市民がよりよい生活を送っていただくためには、まず、自身が今の報酬、給与に對して納得できる範囲で、私はやっていただきたいと。片や削減をすることがあると思うんですが、まずは自分たちの給料の見直しをしてほしかったと、私は思います。

以上をもって反対討論といたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 ただいま議題となっております第84号議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの第83号議案と同様、私は市三役の期末手当について、労働基本権が制約される地方公務員である職員とは立場の違う市三役の期末手当に、人事院勧告制度を当てはめることはその正当性が見出せず否定的な立場であります。

しかしながら、これらの考えはあくまでも私見であり、今後議論を進めていく課題であると認識をしております。

今回、報酬等審議会の中で特別職の期末手当の支給率についても、「人事院勧告に準拠することが最も合理的な決定手段である」と答申していただきましたので、市民の代表意

見とも言える報酬等審議会の答申を尊重し、受け入れるべきであるとの立場から本議案に賛成いたします。

以上です。

○小野田直美委員長 では、ほかに討論はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第84号議案については、賛成の立場で討論します。賛成の趣旨が違うかもしれませんが。

先ほど、第83号議案の議員の報酬改正につきましては、反対をさせていただきました。それは、理由はそのとき述べましたけども、今回、私は基本的にやっぱり人事院勧告、あるいは報酬等審議会の答申には従うべきだと、私は思っていますのでまず賛成いたします。

それから、市長の場合は既に自ら10%の報酬減額を実行しておりますし、それ以外の副市長でも職員が不祥事を起こした場合は報酬を一部カットするような自らそういった報酬の適正性を判断する措置を講じておる中においては、この報酬等審議会の答申及び人事院勧告に準拠することが妥当であると考え、賛成といたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第84号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第84号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では次に、第85号議案 新城市職員の給与

に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

では、これより第85号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第86号議案 新城市新城まちなみ情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、質疑をさせていただきます。

今回の案件であります、手数料、使用料の見直し法案という資料をいただきましたので、その資料を見させていただきましたが、消費税率の引き上げに対するものと、公共施設使用料適正化という基本方針に基づいて施設管理平均単価と専有面積を用いて算出した利用算定適正料金を基準に料金本体の改正を行うと。また、改定時の激変緩和措置として改定前の使用料に対し1.2倍までの改定上限額を設けることという基本方針が進められておるといのはよく理解できました。

それで、この議案が緩和措置が行われてカットをされた案件なのか、もしそうだとしたらそのカットする前の適正料金というのは幾

らだったのかというのが1点。

それから、2点目で今回の見直し案件の、今回というのはこの本12月定例会のうちに同じような手数料、使用料の見直しの議案がたくさんあり、資料もいただいたんですが、その料金の見直し案件のうち緩和措置がとられたものがどの程度あるのかということがよくわかりませんので、もしわかればどの程度緩和措置がとられているのかという1点。

それから、3点目が、これ、基本的に3年ごとの見直しだと伺っておるんですが、次の手数料、使用料の見直しは3年後になる予定なのかという、この3点をお伺いします。

○小野田直美委員長 1つお聞きしたいんですけど、2点目、3点目に関してはこれはお答えする人が違ってくるのか、もしくは森まちづくり推進課長が全てお答えできるのか、どうでしょう。2点目、3点目は建部部長でお願いします。

では、1点目、森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 まちなみ情報センターの使用料につきましては、改正額がございしますが、適正料金という御質疑につきまして述べさせていただきます。

順番に申し述べますと、会議室と書いてあるところ、これ3階になりますけれども、3階の午前、午後、夜という区分けになります。午前が今現在600円のところを700円にといいところになりますけれども、適正金額は800円ということになります。激変緩和措置で700円にしております。会議室の午後は現在800円のところが適正金額で言いますと1,100円となりますけれども、これも激変緩和措置で900円ということになっております。先ほどの会議室の夜の部700円のところは適正金額が700円ということで据え置きとなります。

そして、多目的スペースの午前中の600円のところは適正金額1,200円となりますけれども、激変緩和措置で700円、それから午後

の部は800円のところが適正金額は1,500円ということになりますけれどもこれも激変緩和措置で900円とさせていただいております。夜は、多目的スペース700円のところが適正金額は千円ですけれども、激変緩和で800円ということで、議案を提案させていただいております。よろしく申し上げます。

○小野田直美委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 それでは、2点目の御質疑の中で激変緩和措置として1.2倍の上限を設けるという今回措置をしたわけですが、それがどの程度かということなんですけれども、手元に細かな資料を持ち合わせておりませんので詳しいことは申し上げられないんですが、上限ルールに当てはまるものは当然あるわけですが、むしろ当てはまらない、普通に消費税と本体料金からやったもののほうが多いと思います。1.2倍ルールのために上がり切れなかったというもののほうが少ないとは思っております。

済みません、正確な数字で申し上げられませんが、以上です。

それから、3点目の3年ごとに見直しをしていくのかということなんですけれども、今回手数料、使用料の見直し方針ということで議員の皆様にお渡しした資料の中にもあるんですが、施設の使用料の算定の概要というのが、資料の下のほうに四角で囲ったところがあるかと思うんですけれども、そこに書いてありますように、使用料の算定の概要として、施設の管理経費を直接反映させる算定方式をとっておるということでありまして、今回の見直しについては平成29年度の施設の管理経費を実績として見まして、そこから算定しております。

当然、管理経費ですので、毎年毎年変わっていくわけで、この先ずっと平成29年度の管理経費をもとに算定するのが適切かということとそうではございませんので、おおむね3年、今後も3年ごとぐらいには見直しが必要にな

るのかなと思っておりますが、はっきり3年と決めておるわけではありませんが、おおむね3年程度だとは考えております。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今後の施設にも関連するんですけども、公共施設総合管理計画でしたっけ、適正計画の中で、今、個別の施設のあれを出していると思うんですけども、そういった公共施設の見直しですとか総合管理計画との関連の中で、今、料金の見直しというのはどういう位置付けと整合性がとられておるのか。今、適正化に対して激変緩和という形で結局は下げているけど、そうすると問題を先送りしっちゃってるような部分はあるのか。また、それぞれの施設の将来的に本当にそれが必要なのか、再編とかのことも絡めて総合的に判断した場合に、今回の使用料、あるいは見直しがどのように判断されているのか、整合性はとられているのか、その辺について少し見解をお願いします。

○小野田直美委員長 申しわけない。第86号議案直接そのものではないと思いますが。

○滝川健司委員 いや、第86号議案です。

○小野田直美委員長 ですが、今後こういう議案が続いていきますので、建部総務部長、答えれたらお願いいたします。

○建部圭一総務部長 今、滝川委員が言われたこと、ごもっともだとは思いますが。

ただ、今回のこの使用料、手数料等の改正につきましては、総合管理計画に基づく今後の施設のあり方とは別のところでやっておりますので、もちろん今後の公共施設のことはやっていかななくてはいけないんですけども、今回はあくまで使用料を適正なものにしていくということ、それから消費税がアップしましたのでそれを適切に反映すること、その2点で条例改正をしたことですので。

施設の使用料の算定の仕方としましては、

かかった管理経費の半分は受益者である市民の皆様からいただくと。その半分は公のほうで見るという考え方でやっておりますので、公共施設等総合管理計画のお話はまた別のところで議論をさせていただければと思っております。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案 新城市開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第87号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第88号議案 新城市鳳来地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第89号議案 新城市つくで交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では次に、第129号議案 市有財産の無償譲渡（杉山公民館）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第129号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第130号議案 市有財産の無償譲渡（黒田公民館敷地）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第130号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時53分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長